# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

平成29年11月13日 【提出日】

【会社名】 アライドアーキテクツ株式会社

【英訳名】 Allied Architects, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役計長 中村 壮秀

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階

【電話番号】 03-6408-2791

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 山口 陽平

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階

【電話番号】 03-6408-2791

山口 陽平 【事務連絡者氏名】 執行役員CFO

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (第16回新株予約権)

> その他の者に対する割当 1,200,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払

い込むべき金額の合計額を合算した金額

218,640,000円

(第17回新株予約権)

その他の者に対する割当 240,000円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額

217,680,000円

(第18回新株予約権)

その他の者に対する割当

245,000円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額

222,215,000円

(第19回新株予約権)

その他の者に対する割当

245,000円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額

222,215,000円

- (注)1.本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決 議に基づき、インセンティブの付与を目的として、新 株予約権を発行するものであります。
  - 2.新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場 合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失 した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場 合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の 行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金 額は減少します。

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【安定操作に関する事項】

# 第一部【証券情報】

# 第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)】

#### (1)【募集の条件】

発行数	2,400個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	1,200,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき500円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年11月29日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	アライドアーキテクツ株式会社 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
払込期日	平成29年12月8日
割当日	平成29年11月30日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 恵比寿支店

- (注)1.第16回新株予約権証券(以下「本第16回新株予約権」という。)の発行については、平成29年11月13日に開催された当社取締役会決議によるものであります。
  - 2.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第16回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
  - 3.払込期日までに割当予定先との間で本第16回新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第16回新株予約権の発行は行われないこととなります。
  - 4. 本第16回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
  - 5.目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

# (2)【新株予約権の内容等】

(2)【新林で約権の	
新株予約権の目的となる	アライドアーキテクツ株式会社 普通株式
株式の種類	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。
	なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる	240,000株
株式の数	   本第16回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、
1,1,2,0,2,2,2	当社普通株式100株とする。
	コローを
・	
新株予約権の行使時の払	本第16回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当た
込金額	りの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。
	行使価額は、金906円とする。
	│ ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。 ────────────────────────────────────
新株予約権の行使により	218,640,000円
株式を発行する場合の株	(注)当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき
式の発行価額の総額	金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われな
	い場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得し
	ト た新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により	
株式を発行する場合の株	本第16回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に
式の発行価格及び資本組	係る各本第16回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る
入額	各本第16回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる
/\nH	株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。
	2.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
	本第16回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金
	の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分
	の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額と
	する。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本
	準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成31年4月1日から平成38年11月29日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前
	銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の	1.新株予約権の行使請求の受付場所
受付場所、取次場所及び	アライドアーキテクツ株式会社
払込取扱場所	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
	2 . 新株予約権の行使請求の取次場所
	」 該当事項はありません。
	   3 . 新株予約権の行使請求の払込取扱場所
	株式会社みずほ銀行・恵比寿支店
 新株予約権の行使の条件	
	は、下記( )( )( )の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告
	書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水
	準を超過した場合に、本第16回新株予約権者が割り当てられた本第16回新株予約権のう
	ち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第16回新株予約権を、当該業
	とができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第16回新
	株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数
	についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等によ
	り参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役
	会にて定めるものとする。
	( )決算期:平成30年12月期から平成34年12月期のいずれかの期
	¥績判定水準:営業利益 金15億円
	行使可能割合:100%
	1」区划比別口、4V 70

( )決算期:平成30年12月期から平成31年12月期のいずれかの期

業績判定水準:営業利益 金7億円

行使可能割合:20%

- 3.本第16回新株予約権者は、本第16回新株予約権を行使するときまで継続して、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- 4.本第16回新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第16回新株予約権を行使することができない。
- 5.本第16回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第16回新株予約権の行使を行うことはできない。
- 6. 各本第16回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

# 自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件

- 1.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第16回新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 2.本第16回新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第16回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる

## 新株予約権の譲渡に関す る事項

譲渡による本第16回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

代用払込みに関する事項

該当事項はありません。

# 組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本第16回新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本第16回新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件 等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整 して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的で ある再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日の うち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日まで とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」 に準じて決定する。 (7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

#### (注)1.付与株式数の調整

付与株式数は、本第16回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第16回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本第16回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### 2. 行使価額の調整

本第16回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割(または併合)の比率

また、本第16回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数×1株あたり払込金額 新規発行前の1株あたりの時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 x -

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第16回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、 その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3 . 本第16回新株予約権の行使請求及び払込の方法
  - (1)本第16回新株予約権を行使請求しようとする本第16回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第16回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。
- 4. 本第16回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第16回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第16回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、本第16回新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5 . 本第16回新株予約権証券の発行及び株券の発行 当社は、本第16回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。 (3)【新株予約権証券の引受け】 該当事項はありません。

## 2【新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	2,400個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	240,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき100円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年11月30日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	アライドアーキテクツ株式会社 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
払込期日	平成29年11月30日
割当日	平成29年11月30日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 恵比寿支店

- (注) 1. 第17回新株予約権証券(以下「本第17回新株予約権」という。)の発行については、平成29年11月13日に開催された当社取締役会決議によるものであります。
  - 2.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第17回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
  - 3.払込期日までに割当予定先との間で本第17回新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第17回新株予約権の発行は行われないこととなります。
  - 4. 本第17回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
  - 5.目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

# (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる	アライドアーキテクツ株式会社 普通株式
株式の種類	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。
	なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる	240,000株
株式の数	┃本第17回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、┃
	当社普通株式100株とする。
	│ │ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払	本第17回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当た
込金額	りの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。
	一行使価額は、金906円とする。
	ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
	217,680,000円
株式を発行する場合の株	
式の発行価額の総額	金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われな
エバリン元11    11日日リン元1日	い場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得し
	た新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
かせるかをあるたけっとい	
新株予約権の行使により	1.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格   ************************************
株式を発行する場合の株	本第17回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に
式の発行価格及び資本組	係る各本第17回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る
<b>入額</b>	各本第17回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる
	株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。
	2 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
	本第17回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金
	の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分
	の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額と
	する。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本
	準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成32年4月1日から平成40年11月29日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前
	銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の	1.新株予約権の行使請求の受付場所
受付場所、取次場所及び	アライドアーキテクツ株式会社
払込取扱場所	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
	2 . 新株予約権の行使請求の取次場所
	該当事項はありません。
	3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所
	株式会社みずほ銀行 恵比寿支店
新株予約権の行使の条件	1.本第17回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第17回新株
	予約権を行使することができず、受託者より本第17回新株予約権の付与を受けた者(以
	下、「受益者」または「本第17回新株予約権者」という。)のみが本第17回新株予約権
	を行使できることとする。
	┃ 2 . 受益者は、下記( )( )( )の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証
	│
	   判定水準を超過した場合に、本第17回新株予約権者が割り当てられた本第17回新株予約
	権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第17回新株予約権を、
	当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使
	することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第
	17回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨て
	た個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用
	等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を
	取締役会にて定めるものとする。
I	1.1 次 9 比 的 口 、 100 %

( )決算期:平成30年12月期から平成34年12月期のいずれかの期

業績判定水準:営業利益 金15億円

行使可能割合:40%

( )決算期:平成30年12月期から平成32年12月期のいずれかの期

業績判定水準:営業利益 金10億円

行使可能割合:20%

- 3.受益者は、本第17回新株予約権を行使するときまで継続して、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- 4. 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第17回新株予約権を行使することができない。
- 5.本第17回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第17回新株予約権の行使を行うことはできない。
- 6. 各本第17回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

# 自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件

- 1.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第17回新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 2.本第17回新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第17回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる

# 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本第17回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

代用払込みに関する事項

該当事項はありません。

# 組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本第17回新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数本第17回新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件 等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整 して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的で ある再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日の うち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日まで とする
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」 に準じて決定する。 (7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

#### (注)1.付与株式数の調整

付与株式数は、本第17回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第17回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本第17回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### 2. 行使価額の調整

本第17回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割(または併合)の比率

また、本第17回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株あたり払込金額 × 新規発行前の 1 株あたりの時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 x -

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第17回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、 その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3. 本第17回新株予約権の行使請求及び払込の方法
  - (1)本第17回新株予約権を行使請求しようとする本第17回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第17回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。
- 4 . 本第17回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第17回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第17回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、本第17回新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5 . 本第17回新株予約権証券の発行及び株券の発行 当社は、本第17回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。 (3)【新株予約権証券の引受け】 該当事項はありません。

## 3【新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	2,450個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	245,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき100円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年11月30日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	アライドアーキテクツ株式会社 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
払込期日	平成29年11月30日
割当日	平成29年11月30日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 恵比寿支店

- (注) 1. 第18回新株予約権証券(以下「本第18回新株予約権」という。)の発行については、平成29年11月13日に開催された当社取締役会決議によるものであります。
  - 2.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第18回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
  - 3.払込期日までに割当予定先との間で本第18回新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第18回新株予約権の発行は行われないこととなります。
  - 4. 本第18回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
  - 5.目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

# (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる	アライドアーキテクツ株式会社 普通株式
株式の種類	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。
	なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる	245,000株
株式の数	┃本第18回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、┃
	当社普通株式100株とする。
	│ │ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払	本第18回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当た
込金額	りの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。
	一行使価額は、金906円とする。
	ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
	222,215,000円
株式を発行する場合の株	, , ,
式の発行価額の総額	金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われな
	い場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得し
	た新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
かかるかに	
新株予約権の行使により	1.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
株式を発行する場合の株	本第18回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に
式の発行価格及び資本組	係る各本第18回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る
<b>入額</b>	各本第18回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる
	株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。
	2 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
	本第18回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金
	の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分
	の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額と
	する。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本
	準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成33年4月1日から平成41年11月29日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前
	銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の	1.新株予約権の行使請求の受付場所
受付場所、取次場所及び	アライドアーキテクツ株式会社
払込取扱場所	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
	2.新株予約権の行使請求の取次場所
	該当事項はありません。
	3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所
	株式会社みずほ銀行 恵比寿支店
新株予約権の行使の条件	1.本第18回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第18回新株
	│ │ 予約権を行使することができず、受託者より本第18回新株予約権の付与を受けた者(以
	トリスティア - 下、「受益者」または「本第18回新株予約権者」という。)のみが本第18回新株予約権
	を行使できることとする。
	判定水準を超過した場合に、本第18回新株予約権者が割り当てられた本第18回新株予約
	権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第18回新株予約権を、
	当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使
	することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第
	18回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨て
	た個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用
	「た回数にういてのが1)度することができるものとする。よん、国際的物報百基準の週刊   等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を
	・ ・
	( )決算期:平成31年12月期から平成37年12月期のいずれかの期 
	業績判定水準:営業利益 金25億円 行使可能割合:100%
	1 (7197) 影劃言:100%

( )決算期:平成31年12月期から平成35年12月期のいずれかの期

業績判定水準:営業利益 金20億円

行使可能割合:40%

( )決算期:平成31年12月期から平成34年12月期のいずれかの期

業績判定水準:営業利益 金15億円

行使可能割合:20%

- 3.受益者は、本第18回新株予約権を行使するときまで継続して、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- 4. 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第18回新株予約権を行使することができない。
- 5.本第18回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第18回新株予約権の行使を行うことはできない。
- 6. 各本第18回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

# 自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件

- 1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第18回新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 2. 本第18回新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第18回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる

# 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本第18回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

代用払込みに関する事項

│該当事項はありません。

# 組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本第18回新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数本第18回新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件 等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整 して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的で ある再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日の うち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日まで とする
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」 に準じて決定する。 (7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

#### (注)1.付与株式数の調整

付与株式数は、本第18回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第18回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本第18回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### 2. 行使価額の調整

本第18回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割(または併合)の比率

また、本第18回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 x -

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第18回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、 その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3. 本第18回新株予約権の行使請求及び払込の方法
  - (1)本第18回新株予約権を行使請求しようとする本第18回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第18回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。
- 4 . 本第18回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第18回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第18回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、本第18回新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5 . 本第18回新株予約権証券の発行及び株券の発行 当社は、本第18回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

- (3)【新株予約権証券の引受け】 該当事項はありません。
- 4【新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	2,450個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	245,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき100円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年11月30日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	アライドアーキテクツ株式会社 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
払込期日	平成29年11月30日
割当日	平成29年11月30日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 恵比寿支店

- (注) 1. 第19回新株予約権証券(以下「本第19回新株予約権」という。)の発行については、平成29年11月13日に開催された当社取締役会決議によるものであります。
  - 2.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第19回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
  - 3.払込期日までに割当予定先との間で本第19回新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第19回新株予約権の発行は行われないこととなります。
  - 4. 本第19回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
  - 5.目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

# (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる	アライドアーキテクツ株式会社 普通株式
株式の種類	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。
	なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる	245,000株
 株式の数	┃本第19回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、┃
.,	当社普通株式100株とする。
	1 にはこれがいるがによりる。   ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
   新株予約権の行使時の払	本第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当た
込金額 	りの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。
	行使価額は、金906円とする。
	ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により	222,215,000円
株式を発行する場合の株	(注)当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき
式の発行価額の総額	金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われな
	い場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得し
	た新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
   新株予約権の行使により	1 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
株式を発行する場合の株	
式の発行価格及び資本組	係る各本第19回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る
入額 	各本第19回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる
	株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。
	2.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
	本第19回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金
	の額は、会社計算規則第16条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分
	の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額と
	する。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本
	準備金の額とする。
 新株予約権の行使期間	平成34年4月1日から平成42年11月29日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前
371 P. 3 M.31E 37 13 12 XX31=3	銀行営業日)までの期間とする。
   新株予約権の行使請求の	1 . 新株予約権の行使請求の受付場所
受付場所、取次場所及び	アライドアーキテクツ株式会社
払込取扱場所	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
	2.新株予約権の行使請求の取次場所
	該当事項はありません。
	3 . 新株予約権の行使請求の払込取扱場所
	株式会社みずほ銀行 恵比寿支店
新株予約権の行使の条件	1 . 本第19回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第19回新株
	│ 予約権を行使することができず、受託者より本第19回新株予約権の付与を受けた者(以
	ト 下、「受益者」または「本第19回新株予約権者」という。)のみが本第19回新株予約権
	を行使できることとする。
I	
	2.受益者は、下記( )( )( )の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証
	券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績
	券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績 判定水準を超過した場合に、本第19回新株予約権者が割り当てられた本第19回新株予約
	券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績 判定水準を超過した場合に、本第19回新株予約権者が割り当てられた本第19回新株予約 権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第19回新株予約権を、
	券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績 判定水準を超過した場合に、本第19回新株予約権者が割り当てられた本第19回新株予約 権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第19回新株予約権を、 当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使
	券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績 判定水準を超過した場合に、本第19回新株予約権者が割り当てられた本第19回新株予約 権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第19回新株予約権を、 当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使 することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第
	券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績 判定水準を超過した場合に、本第19回新株予約権者が割り当てられた本第19回新株予約 権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第19回新株予約権を、 当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使
	券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績 判定水準を超過した場合に、本第19回新株予約権者が割り当てられた本第19回新株予約 権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第19回新株予約権を、 当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使 することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第
	券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績 判定水準を超過した場合に、本第19回新株予約権者が割り当てられた本第19回新株予約 権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第19回新株予約権を、 当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使 することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第 19回新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨て
	券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本第19回新株予約権者が割り当てられた本第19回新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第19回新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第19回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用
	券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績 判定水準を超過した場合に、本第19回新株予約権者が割り当てられた本第19回新株予約 権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第19回新株予約権を、 当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使 することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第 19回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨て た個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用 等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を
	券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本第19回新株予約権者が割り当てられた本第19回新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第19回新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第19回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。 ( )決算期:平成32年12月期から平成38年12月期のいずれかの期
	券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本第19回新株予約権者が割り当てられた本第19回新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第19回新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第19回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

( )決算期:平成32年12月期から平成37年12月期のいずれかの期

業績判定水準:営業利益 金25億円

行使可能割合:40%

( )決算期:平成32年12月期から平成35年12月期のいずれかの期

業績判定水準:営業利益 金20億円

行使可能割合:20%

- 3.受益者は、本第19回新株予約権を行使するときまで継続して、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- 4. 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第19回新株予約権を行使することができない。
- 5.本第19回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第19回新株予約権の行使を行うことはできない。
- 6. 各本第19回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

# 自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件

- 1.当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第19回新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 2. 本第19回新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第19回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる

# 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本第19回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

代用払込みに関する事項

| 該当事項はありません。

# 組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本第19回新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数本第19回新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件 等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整 して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的で ある再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日の うち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日まで とする
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」 に準じて決定する。 (7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

#### (注)1.付与株式数の調整

付与株式数は、本第19回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第19回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本第19回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### 2. 行使価額の調整

本第19回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割(または併合)の比率

また、本第19回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数×1株あたり払込金額 新規発行前の1株あたりの時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 x -

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第19回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、 その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3. 本第19回新株予約権の行使請求及び払込の方法
  - (1)本第19回新株予約権を行使請求しようとする本第19回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第19回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。
- 4 . 本第19回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第19回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第19回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、新株予約権の行使により本第19回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5 . 本第19回新株予約権証券の発行及び株券の発行 当社は、本第19回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。 (3)【新株予約権証券の引受け】 該当事項はありません。

#### 5【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額(円)
880,750,000	14,000,000	866,750,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本第16回新株予約権、本第17回新株予約権、本第18回新株予約権及び本第19回新株予約権(以下、「本新株予約権」と総称します。)の発行価額の総額(1,930,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(878,820,000円)を合算した金額であります。各金額の内訳は以下のとおりです。

	発行に際して払い込まれる金額の総額	行使に際して払い込まれる金額の合計額
第16回新株予約権	1,200,000円	217,440,000円
第17回新株予約権	240,000円	217,440,000円
第18回新株予約権	245,000円	221,970,000円
第19回新株予約権	245,000円	221,970,000円
合計	1,930,000円	878,820,000円

- 2.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3.発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。
- 4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

#### (2)【手取金の使途】

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の取締役及び従業員(以下「役職員」といいます。)の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社の役職員の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定でありますが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

# 第3【第三者割当の場合の特記事項】

- 1【割当予定先の状況】
  - (1) 本第16回新株予約権
    - a . 割当予定先の概要

氏名	当社の取締役及び従業員 42名(取締役3名、従業員39名)(注2)
住所	(注2)
職業の内容	当社の取締役及び従業員であります。

- (注) 1.提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものであります。
  - 2. 本第16回新株予約権については、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行するものであり、割当予定先となる当社取締役及び従業員の個別の氏名及び住所の記載は省略させていただいております。

## b.提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社取締役は、当社普通株式を合計で5,217,600株を保有しております。 また、当社従業員は、当社普通株式を合計で62,100株を保有しております。
人事関係	当社の取締役及び従業員であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## (2) 本第17回乃至第19回新株予約権

a . 割当予定先の概要

氏名	川野 弘道
住所	東京都渋谷区
職業の内容	税理士

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	割当予定先は、当社の税務顧問であり、当社の税務に関する諸手続きを行っており、当社は顧問契約に従って毎月顧問料を支払っております。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものであります。

#### < 第三者割当の内容 >

当社は、当社役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、本第16回新株予約権を当社の取締役及び従業員42名(取締役3名、従業員39名)に対して発行するとともに、当社の将来の取締役及び従業員に本第17回乃至第19回新株予約権を交付するため、当社代表取締役社長である中村壮秀を委託者(以下「本委託者」といいます。)とし、川野弘道を受託者(以下「本受託者」または「川野氏」といいます。)とする3つの時価発行新株予約権信託設定契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結し、時価発行新株予約権信託(以下「本信託」といいます。)を活用したインセンティブプラン(以下「本インセンティブプラン」といいます。)を実施いたします。本インセンティブプランは、本信託契約の内容に従って、以下の3つのプランによって構成されます。

新株予約権の種類と個数	人事評価期間	交付日	行使期間
第17回新株予約権	平成29年7月~	平成30年12月の最終営業日	平成32年4月1日~
(2,400個)	平成30年6月	一 平成30年12月の取終呂乗口 	平成40年11月29日
第18回新株予約権	平成30年7月~	平成31年12月の最終営業日	平成33年4月1日~
(2,450個)	平成31年6月	一 十成31年12月の取終呂兼口 	平成41年11月29日
第19回新株予約権	平成31年7月~	平成32年12月の最終営業日	平成34年4月1日~
(2,450個)	平成32年6月	十成32年12月の取終呂耒口 	平成42年11月29日

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者が本受託者に対してその手許資金を信託拠出し、本受託者が本新株予約権の総数を引受けるとともに信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本新株予約権は、交付日において、受益者となる当社の役職員(以下「受益者」といいます。)に分配されることになります(詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。)。但し、委託者は本インセンティブプランの対象となる受益者から除かれております。

なお、受益者は、本新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン(以下「交付ガイドライン」といいます。)に従い、本委託者を除く取締役及び監査役によって構成され、その過半数を社外役員が占める評価委員会によって指定されます。

具体的には、交付ガイドライン上、本インセンティブプランは、半期に1回行われる当社所定の人事評価において評価上位20%の役職員に選定された者を対象とし、 管掌取締役・執行役員の評価による順位、及び グレードを評価要素として付与されるポイントを人事評価期間中累積しておき、最終的に対象者が各交付日において保有するポイントの数に比例按分する形で本新株予約権を交付するものとされております。

なお、評価上位20%の役職員の選定は、 まず当社の各本部の管掌取締役及び執行役員が、各本部に所属する役職員(管掌取締役及び執行役員を除く。)につき、過去半年間における定量面・定性面における成果、及び、今後の業績貢献の可能性を評価し、 次に各本部の順位を踏まえて、委託者である社長を除く管掌取締役・執行役員により、当社全体での順位を決定することで行われます。また、新規採用者に対してサインアップボーナスの付与がある場合には評価上位20%の役職員の評価水準を参照の上で評価を行い、評価上位20%以内の役職員と同等の評価を得るべき者が選定されます。

以上のとおり、当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している役職員のみならず将来採用される役職員も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストック・オプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、 役職員の過去の実績などを手掛かりに付与後の貢献を見ることなく将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、 発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、本信託の趣旨に従って、人事評価期間中の当社の役職員の貢献度・貢献期待に応じて、将来的に分配することが可能であり、将来採用される当社の役職員に対しても本新株予約権を分配することが可能となるなど、従来のインセンティブプランの課題を克服することが可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社の役職員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

さらに、各本新株予約権には、それぞれ当社の営業利益に関する3段階の業績達成条件(第17回新株予約権: 10億円、15億円、20億円、第18回新株予約権:15億円、20億円、25億円、第19回新株予約権:20億円、25億円、30億円)が定められており、これにより過去の業績推移と比較して一段と高い目標に対する当社役職員の業績達成意欲をより一層向上させ、中長期的且つ着実に当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待されます。なお、これらは過去に当社が発行した業績条件付募集新株予約権(有償ストック・オプション)に設

有価証券届出書(組込方式)

定された営業利益に関する業績達成条件の水準(平成28年11月10日付取締役会決議による第11回新株予約権(直近):10億円、20億円)において権利行使の最低限の水準となっている10億円をベースに、より段階的に、且つ、より中長期的な視点に立った業績目標を追加したものであります。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

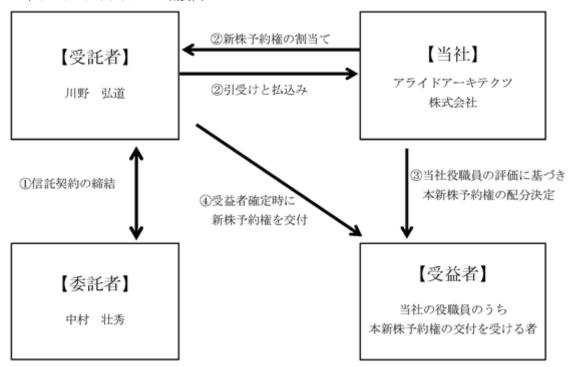
なお、上記のとおり、本第16回新株予約権は当社取締役及び従業員を割当対象としておりますが、これは、当社が、業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行するものであり、当社は過去3年に渡って毎年同様の新株予約権を発行しております。当社といたしましては、当社役職員のモチベーションを喚起させるため、今年度においても新株予約権を直接取得する従来型の業績条件付募集新株予約権を発行することにいたしました。

しかしながら、インセンティブプランの一環として毎年新たな新株予約権を発行する場合、新株予約権の発行の都度に煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になります。また、当社といたしましては、短期的な目標だけではなく、これから先の将来に向けた中・長期的な目標を見据える上で、現在の役職員のみならず、将来の役職員をも対象とするようなインセンティブプランが効果的であると判断致しました。このような検討の結果、当社は、従来型の業績条件付募集新株予約権のみではなく、信託を用いた本インセンティブプランを併せて実施することにより、次回以降の発行手続きや管理コストの負担を軽減させ、将来の中長期的な目標に向けてより一層の意欲及び士気を向上させることができるものと期待しております。

#### <本信託の概要>

名称	時価発行新株予約権信託設定契約					
委託者	中村 壮秀(当社代表取締役社長)					
受託者	川野 弘道					
受益者	交付日に受益者として指定された者 (受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)					
信託契約日(信託期間開始日)	各信託いずれも平成29年11月27日					
信託期間満了日(本新株予約権の交付日)	第17回新株予約権:平成30年12月の最終営業日 第18回新株予約権:平成31年12月の最終営業日 第19回新株予約権:平成32年12月の最終営業日					
信託の目的	本新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。					
受益者適格要件	交付日時点の当社の役職員のうち、本信託契約に基づき、信託期間満了日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である平成29年11月27日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されており、その内容は、上記 < 第三者割当の内容 > 記載の通りです。					

#### <本インセンティブプランの概要図>



本委託者である中村壮秀が本受託者である川野氏との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。

当社は、本信託の設定を前提に、本届出書提出日に開催された取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、受託者である川野氏は、上記で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を交付日まで管理します。

当社は、交付ガイドラインの定めに従い、人事評価期間中の評価順位に応じて、当社の役職員に対し交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるポイントを付与し、当該ポイントの数に応じて各当社の役職員に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。

本新株予約権の交付日に、受益者が確定し、本受託者が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。

本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

本受託者に死亡等の事由が生じた場合については、信託法第62条第1項に基づき、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることになります。

#### c . 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、当社の取締役及び従業員に対して当社の企業価値向上へのインセンティブを付与する目的で発行されるものであります。そのため、本第16回新株予約権については、現在の当社取締役及び従業員を割当予定先として選定するものであります。

また、当社が本受託者を本第17回乃至第19回新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である川野氏の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託(商事信託)ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となることが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの額を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、 交付日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び 本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。そして、本受託者は、税理士業を業としており、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。さらに、本受託者は、当社の税務顧問であり、当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足り得ると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、川野氏を本第17回乃至第19回新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

#### d.割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、当社取締役及び従業員を割当先とする本第16回新株予約権240,000株(うち、取締役45,000株、従業員195,000株)及び川野氏を割当先とする730,000株(本第17回新株予約権240,000株、本第18回新株予約権245,000株、第19回新株予約権245,000株、第000株、第19回新株予約権245,000株)であります。

#### e . 株券等の保有方針

本第16回新株予約権の割当先である当社取締役及び従業員と当社との間において、本第16回新株予約権に係る継続保有の取り決めはございません。

本第17回乃至本第19回新株予約権の割当予定先である川野氏は、本信託契約に従い、本新株予約権を、交付日まで保管し、その後、受益者である当社の役職員へ交付することとなっております。

#### f . 払込みに要する資金等の状況

本第16回新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況については、割当予定先となる各取締役 及び従業員に対して口頭により確認を行っております。

また、当社は、本第17回乃至第19回新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、本委託者である中村壮秀が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認するとともに、平成29年11月27日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって委託者が当該当初信託金相当額を割当日に先立ち割当予定先に対して拠出し、割当日において割当予定先が信託財産として保有する予定であることを確認しております。

#### g. 割当予定先の実態

本第16回新株予約権の割当予定先は当社の取締役及び従業員でありますが、当社は平成29年3月31日付で東京証券取引所へ提出した「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項 2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄に記載のとおり、反社会的勢力排除のための体制を整備しており、当社取締役及び従業員は反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、当社は、本第17回乃至第19回新株予約権の割当予定先である川野氏から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。川野氏が税務顧問であり情報が追加的に収集できることから、当社においては、第三者機関が提供しているデータベース「日経テレコン」を利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査し、川野氏が反社会的勢力等とは関係がないことを確認しております。そして、当社は「割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書」を株式会社東京証券取引所に提出しております。

#### 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

#### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人)に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の回号ごとにそれぞれ以下の条件に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、第16回新株予約権については1個当たり500円、第17回新株予約権については1個当たり100円、第18回新株予約権については1個当たり100円、また第19回新株予約権については1個当たり100円と算出しております。

#### <第16回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値906円 / 株、株価変動性(ボラティリティ)平均値74.70%、配当利回り0%、無リスク利子率0%や本第16回新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額906円 / 株、満期までの期間9年、業績条件)

#### < 第17回新株予約権 >

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値906円/株、株価変動性(ボラティリティ)平均値74.70%、配当利回り0%、無リスク利子率0.088%や本第17回新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額906円/株、満期までの期間11年、業績条件)

#### <第18回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値906円 / 株、株価変動性(ボラティリティ)平均値74.70%、配当利回り0%、無リスク利子率0.138%や本第18回新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額906円 / 株、満期までの期間12年、業績条件)

#### < 第19回新株予約権 >

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値906円 / 株、株価変動性(ボラティリティ)平均値74.70%、配当利回り0%、無リスク利子率0.188%や本第19回新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額906円 / 株、満期までの期間13年、業績条件)

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成29年11月 10日)の東京証券取引所における普通取引の終値906円を参考として、当該終値と同額の1株906円に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず、適法である旨の見解を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は970,000株(議決権数9,700個)であり、平成29年8月9日現在の当社発行済株式総数13,811,100株(議決権数137,838個)を分母とする希薄化率は7.02%(議決権の総数に対する割合は7.04%)に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。また、本第三者割当による新株予約権の発行の取締役会決議日(平成29年11月13日)から6ヶ月以内である平成29年5月19日に実施した第三者割当による新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は、普通株式2,400,000株(議決権数24,000個)であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付する株式数970,000株(議決権数9,700個)を合算した株式数は3,370,000株(議決権数33,700個)になります。本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(議決権数)に6ヶ月以内の第三者割当(前回割当)による新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(議決権数)に6ヶ月以内の第三者割当(前回割当)による新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(議決権数)を加算した合計3,370,000株(議決権数33,700個)を分子とし、前回割当決議時点における発行済株式数13,511,100株(議決権数134,838個)に対する希薄化率は24.94%(議決権ベースの希薄化率は24.99%)に相当いたします。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社の役職員の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める時価総額及び業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

有価証券届出書(組込方式)

また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数970,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約224,000株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

# 4 【大規模な第三者割当に関する事項】 該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する 議決権数の 割合
中村 壮秀	東京都目黒区	5,151,000	38.20%	5,151,000	34.91%
川野 弘道	東京都渋谷区	-	-	730,000	4.95%
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	618,900	4.59%	618,900	4.19%
株式会社アイスタイルキャピタ ル	東京都港区赤坂一丁目12番32号	549,300	4.07%	549,300	3.72%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	492,600	3.65%	492,600	3.34%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	454,200	3.37%	454,200	3.08%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海丁目8番11号	373,500	2.77%	373,500	2.53%
西田 貴一	東京都世田谷区	330,000	2.45%	330,000	2.24%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2番10号	199,800	1.48%	199,800	1.35%
安藤 公彦	岡山県倉敷市	177,300	1.31%	177,300	1.20%
計	-	8,346,600	61.90%	9,076,600	61.52%

- (注) 1.割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年6月30日現在の株主 名簿を基準として記載をしております。
  - 2.「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、平成29年6月30日現在の所有議決権数を、平成29年6月30日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。
  - 3.「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
  - 4. 平成29年7月1日付で当社普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割が行われたことを踏まえ、平成29年6月30日に株式分割が行われたものと仮定し、割当前の「所有株式数」「総議決権数に対する所有議決権数の割合」「割当後の所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」を小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。

EDINET提出書類 アライドアーキテクツ株式会社(E30053) 有価証券届出書(組込方式)

8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】 該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

## 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

## 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

## 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

# 第三部【追完情報】

1.事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第12期)及び四半期報告書(第13期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成29年11月13日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

#### 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第12期有価証券報告書の提出日(平成29年3月28日)以降、本有価証券届出書提出日(平成29年11月13日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成29年3月29日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

平成29年3月28日開催の当社第12回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成29年3月28日

## (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、 取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条(取締役の任期)について 所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第2項を削除 するものであります。

#### 第2号議案 取締役4名選任の件

中村壮秀、豊増貴久、瀧口和宏、太田彩子を取締役に選任するものであります。

## 第3号議案 監査役2名選任の件

原田潤、大村健を監査役に選任するものであります。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要 件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案				(注 ) 1	
定款一部変更の件	29,739	4	-	(注)1	可決 98.67
第2号議案					
取締役4名選任の件					
中村 壮秀	28,651	1,092	-	(注)2	可決 95.06
豊増・貴久	28,761	982	-	(注)2	可決 95.42
瀧口和宏	28,761	982	-		可決 95.42
太田 彩子	29,719	24	-		可決 98.60
第3号議案					
監査役2名選任の件				(注)2	
原田潤	29,736	7	-	(注) <sup>2</sup>	可決 98.66
大村 健	29,720	23	-		可決 98.61

- (注)1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成による。
  - 2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成による。
  - (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由 本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の 集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当 日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

## 3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の第12期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(平成29年 3月28日)以後、本有価証券届出書提出日(平成29年11月13日)までの間において、以下のとおり変化しておりま す。

年月日	資本	金	資本準備金		
+/AD	増減額(千円)	残高 (千円)	増減額 ( 千円 )	残高 (千円)	
平成29年3月28日~ 平成29年11月13日(注)	200,376	822,024	200,376	794,024	

(注) 新株予約権の権利行使よる増加であります。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	-	平成28年1月1日 平成28年12月31日	平成29年3月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期第3四半期)	-	平成29年7月1日 平成29年9月30日	平成29年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して 提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライ ン) A 4 - 1 に基づき本届出書の添付書類としております。

EDINET提出書類 アライドアーキテクツ株式会社(E30053) 有価証券届出書(組込方式)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

# 第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月28日

アライドアーキテクツ株式会社 取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森田 亨 印

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治 印業務執行社員

#### <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアライドアーキテクツ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制 を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価 も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

EDINET提出書類 アライドアーキテクツ株式会社(E30053) 有価証券届出書(組込方式)

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アライドアーキテクツ株式会社の平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、アライドアーキテクツ株式会社が平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年3月28日

アライドアーキテクツ株式会社 取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森田 亨 印

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアライドアーキテクツ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

EDINET提出書類 アライドアーキテクツ株式会社(E30053) 有価証券届出書(組込方式)

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月10日

アライドアーキテクツ株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森田 亨 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアライドアーキテクツ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年1月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利宝悶係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 F

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。